

“子育てに悩んでいる人へ”

問 子ども家庭課 ☎56-0633

児童虐待とは、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待などがあります。子育てに悩んでいる、近所で虐待と思われる等があれば早めに相談してください。

相談窓口

◎家庭児童相談室	☎63-9500(平日9:00~17:00)
◎子ども家庭課	☎56-0633(平日8:30~17:15)
◎愛知県中央児童・障害者相談支援センター	☎052-961-7250(平日8:45~17:30)
◎児童相談所全国共通ダイヤル	☎189(24時間対応窓口) 「189」へかけると、近くの児童相談所につながります。

身体的虐待・・・殴る、蹴る、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせるなど
 性的虐待・・・子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にするなど
 ネグレクト・・・家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かないなど
 心理的虐待・・・言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの前で家族に対して暴力をふるうなど

11月は
児童虐待防止月間です。

いち はや く
189 気づいてあげて
そのサイン

“DV相談”

問 子ども家庭課 ☎56-0633

DV(ドメスティックバイオレンス)には、身体的暴力、精神的暴力、経済的暴力、性的暴力などあらゆる形の暴力が含まれます。配偶者、パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為など、暴力は人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。暴力に悩んだら、暴力を受けている人を見聞きしたら、一人で悩まずにすぐに相談してください。

相談窓口

◎家庭児童相談室	☎63-9500(平日9:00~17:00)
◎女性相談(子ども家庭課主催)	☎56-0633(月2回、予約優先)
◎愛知県女性相談センター	☎052-962-2527(平日9:00~21:00、土日9:00~16:00)
◎DV相談ナビ	☎#8008(はれれば)(最寄りの相談窓口を案内します。)
◎DV+(プラス)	☎0120-279-889(24時間受付)



性犯罪・性暴力に悩んでいる人へ
「はやくワンストップ」

#8891

内閣府男女共同参画局では、最寄りの性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターにつながる、全国共通短縮番号を開始しています。性犯罪・性暴力に関する相談窓口で、医療・法律などの総合的な支援につながります。女性の人権ホットラインについてはP.13へ。

11月12日(火)~25日(月)

女性に対する暴力を
なくす運動週間



身体的暴力・・・平手で打つ、足で蹴る、物で殴る、物を投げつけるなど
 精神的暴力・・・大声で怒鳴る、ののしるなど
 経済的暴力・・・生活費を渡さない、仕事をするに反対するなど
 性的暴力・・・嫌がっているのに性的な行為を強要する、避妊に協力しないなど